

韓国 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度 関連法令 (抜粋、ジェトロ仮訳)

1.特許法

第1条 (目的)

この法は発明を保護・奨励し、その利用を図ることで技術の発展を促進して産業発展に貢献することを目的とする。

[全文改正 2014.6.11.]

第2条 (定義) <改正 2019.12.10.>

この法で使う用語の定義は次の通りである。

1. “発明”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度なものをいう。
2. “特許発明”とは、特許を得た発明をいう。
3. “実施”とは、次の各目の区分による行為をいう。
 - ア. 物の発明である場合にはその物を生産・使用・譲渡・貸与または輸入もしくはその物の譲渡または貸与を約（譲渡または貸与のための展示を含む。以下同じ）する行為
 - イ. 方法の発明である場合にはその方法を使う行為またはその方法の使用を約する行為
 - ウ. 物を生産する方法の発明である場合には、イ.の行為以外にその方法により生産した物を使用・譲渡・貸与または輸入もしくはその物の譲渡または貸与を約する行為

[全文改正 2014.6.11.]

第42条 (特許出願)

①特許を受けようとする者は次の各号の事項を記載した特許出願書を特許庁長に提出しなければならない。

<改正 2014.6.11.>

- 1.特許出願人の氏名および住所（法人の場合にはその名称および営業所の所在地）
- 2.特許出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名および住所あるいは営業所の所在地（代理人の特許法人・特許法人（有限）の場合にはその名称、事務所の所在地および指定された弁理士の氏名）
- 3.発明の名称
- 4.発明者の氏名および住所

②第1項による特許出願書には、発明の説明・請求範囲を記載した明細書、必要な図面および要約書を添付しなければならない。<改正 2014.6.11.>

③第2項による発明の説明は、以下の各号の要件をすべて満たさなければならない。<改正 2014.6.11.>

- 1.その発明が属する技術分野で通常の知識を有する者がその発明を容易に実施できるよう 明確かつ詳細に記載すること。
- 2.その発明の背景となる技術を記載すること。

④第2項による請求範囲には保護を受けようとする事項を記載した項（以下、“請求項”）が1つ以上なければならず、その請求項は以下の各号の要件をすべて満たさなければならない。<改正 2014.6.11.>

- 1.発明の説明により裏付けられていること

2.発明が明確で簡潔に記載されていること

⑤削除<2014.6.11.>

⑥第2項による請求範囲には、保護を受けようとする事項を明確にすべく、発明を特定するために必要であると認定される構造・方法・機能・物質またはこれらの結合関係などを記載しなければならない。<改正 2014.6.11.>

⑦削除<2014.6.11.>

⑧第2項による請求範囲の記載方法に関して必要な事項は大統領令で定める。<改正 2014.6.11.>

⑨第2項による発明の説明、図面および要約書の記載方法などに関して、必要な事項は産業通商資源部令で定める。<改正 2014.6.11.>

[題目改正 2014.6.11.]

第64条（出願公開）

①特許庁長は以下の各号の区分による日から1年6カ月が経過した後、またはそれ以前でも、特許出願人が申請した場合には、産業通商資源部令で定めるところによりその特許出願に関して特許公報に掲載し出願公開をしなければならない。

1.第54条第1項の規定による優先権主張を伴う特許出願においてはその優先権主張の基となった出願日

2.第55条第1項の規定による優先権主張を伴う特許出願においては先出願の出願日

3.第54条第1項または第55条第1項の規定による2つ以上の優先権主張を伴う特許出願においては、該当優先権主張の基となった出願日のうち最も早い日

4.第1号から第3号のいずれかの一つに該当しない特許出願の場合：その特許出願日

②第1項にもかかわらず、以下の各号のいずれか一つに該当する場合には、出願公開しない。

1.明細書に請求範囲を記載していない場合

2.第42条の3第2項による韓国語翻訳文を提出していない場合（外国語特許出願の場合に限る）

3.第87条第3項により登録公告を行った特許の場合

③第41条第1項により秘密に取り扱われた特許出願の発明については、その発明の秘密取扱いが解除される時まではその特許出願の出願公開を保留しなければならない。その発明の秘密取扱いが解除された場合には遅滞なく第1項により出願公開をしなければならない。ただし、その特許出願が設定登録された場合には、出願公開をしない。

④第1項の出願公開に関して出願人の氏名・住所および出願番号など特許公報に掲載する事項は大統領令で定める。

[全文改正 2014.6.11.]

2. 実用新案法

第1条 (目的)

この法は実用的な考案を保護・奨励し、その利用を図ることにより技術の発展を促進して産業発展に貢献することを目的とする。

第2条 (定義)

この法で使う用語の意味は次の通りである。

- 1.“考案”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。
- 2.“登録実用新案”とは、実用新案登録を受けた考案をいう。
- 3.“実施”とは、考案に関する物品を生産・使用・譲渡・貸与または輸入したり、その物品の譲渡または貸与を約（譲渡または貸与のための展示を含む。以下同じ）したりする行為をいう。

[全文改正 2014.6.11]

第4条 (実用新案登録の要件)

①産業上利用できる物品の形状・構造または組合せに関する考案として次の各号のいずれかに該当するものを除いては、その考案に対し実用新案登録を受けることができる。

- 1.実用新案登録出願前に国内または国外で公知または公然と実施された考案
- 2.実用新案登録出願前に国内または国外で頒布された刊行物に掲載または 電気通信回線を通じて公衆が利用可能になった考案

②実用新案登録出願前にその考案が属する技術分野で通常の知識を持った者が第1項各号のいずれかに規定された考案によりきわめて容易に考案できるものである場合には、その考案に対しては第1項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

③実用新案登録出願した考案が、以下の各号の要件をすべて備えた他の実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書または図面に記載された考案と同一な場合、その考案は第1項にもかかわらず、実用新案登録を受けることができない。ただし、その実用新案登録出願の考案者と異なる実用新案登録出願の考案者が同一か、その実用新案登録出願を出願した際の出願人と異なる実用新案登録出願の出願人が同一である場合には、この限りではない。

- 1.その実用新案登録出願日の前に出願された実用新案登録出願であること
- 2.その実用新案登録出願の後、第15条により準用される「特許法」第64条により出願公開されたか、本法第21条第3項により登録公告された実用新案登録出願であること

④実用新案登録出願した考案が、以下の各号の要件をすべて備えた特許出願の出願書に最初に添付された明細書または図面に記載された発明と同一な場合、その考案は第1項にもかかわらず、実用新案登録を受けることができない。ただし、その実用新案登録出願の考案者と特許出願の発明者が同一か、その実用新案登録出願を出願した際の出願人と特許出願の出願人が同一である場合には、この限りではない。

- 1.その実用新案登録出願日の前に出願された特許出願であること
- 2.その実用新案登録出願の後、「特許法」第64条により出願公開されるか、同法第87条第3項により登録公告された特許出願であること

⑤第3項を適用する際に、他の実用新案登録出願が第34条第2項による国際実用新案登録出願（第40条第4

項により実用新案登録出願とみなす国際出願を含む)である場合には、第3項本文中の“出願書に最初に添付された明細書または図面”は“国際出願日まで提出した考案の説明、請求範囲または図面”で、同項第2号中の“出願公開”は“出願公開または「特許協力条約」第21条により国際公開”とみなす。

⑥第4項を適用する際に、特許出願が「特許法」第199条第2項による国際特許出願(同法第214条第4項により特許出願とみなす国際出願を含む)である場合には、第4項本文中の“出願書に最初に添付された明細書または図面”は“国際出願日まで提出した発明の説明、請求範囲または図面”で、同項第2号中の“出願公開されるか、同法”は“出願公開または「特許協力条約」第21条により国際公開されるか、「特許法」とみなす。

⑦第3項または第4項を適用する際に、第35条第4項により取り下げたものとみなす国際実用新案登録出願または「特許法」第201条第4項により取り下げたものとみなす国際特許出願は、他の実用新案登録出願または特許出願とはみなさない。

[全文改正 2014.6.11.]

第8条 (実用新案登録出願)

①実用新案登録を受けようとする者は次の各号の事項を記載した実用新案登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。<改正 2014.6.11.>

- 1.実用新案登録出願人の氏名および住所(法人の場合にはその名称および営業所の所在地)
- 2.実用新案登録出願人の代理人が出願する場合には、その代理人の氏名および住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地および指定された弁理士の氏名)
- 3.考案の名称
- 4.考案者の氏名および住所

②第1項による実用新案登録出願書には考案の説明、請求範囲を記載した明細書、図面および要約書を添付しなければならない。<改正 2014.6.11.>

③ 第2項 による考案の説明は以下の各号の要件をすべて満たさなければならない。<改正 2014.6.11.>

1. その考案が属する技術分野で通常の知識を有する者がその考案を容易に実施できるように、明確かつ詳細に記載すること。
2. その考案の背景となる技術を記載すること。

④第2項による請求範囲には保護を受けようとする事項を記載した項(以下、“請求項”)が1つ以上なければならない。その請求項は以下の各号の要件をすべて満たさなければならない。<改正 2014.6.11.>

- 1.考案の説明により裏付けされていること
- 2.考案が明確かつ簡潔に記載されていること

⑤削除 <2014.6.11.>

⑥第2項による請求範囲には保護を受けようとする事項を明確にできるように考案の特定に必要なであると認定される形状・構造またはこれらの結合関係などを記載しなければならない。<改正 2014.6.11.>

⑦削除 <2014.6.11.>

⑧第2項による請求範囲の記載方法に関して必要な事項は大統領令に定める。<改正 2014.6.11.>

⑨第2項による考案の説明、図面および要約書の記載方法などに関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。<改正 2014.6.11.>

第21条（実用新案権の設定登録および登録公告）

- ①実用新案権は設定登録をすることにより発生する。
- ②特許庁長は次の各号のいずれかに該当する場合には、実用新案権の設定登録をしなければならない。
 1. 第16条第1項の規定により登録料を納付した場合
 2. 第20条の規定により準用される「特許法」第81条第1項の規定による登録料を追加納付した場合
 3. 第20条の規定により準用される「特許法」第81条の2第2項の規定による登録料を補正した場合
 4. 第20条の規定により準用される「特許法」第81条の3第1項の規定による登録料を追加納付するか補正した場合
 5. 第20条の規定により準用される「特許法」第83条第1項第1号および第2項の規定により、その登録料が免除される時
- ③特許庁長は第2項により登録した場合には、以下の各号の事項を実用新案公報に掲載して登録公告をしなければならない。<改正 2016.2.29>
 1. 実用新案権者の氏名および住所（法人の場合はその名称および営業所の所在地を言う）
 2. 実用新案登録出願番号および出願年月日
 3. 考案者の氏名および住所
 4. 実用新案登録出願書に添付された要約書
 5. 実用新案登録番号および設定登録年月日
 6. 登録公告年月日
 7. 第14条第1項の各号以外の部分の本文により通知した拒絶理由に先行技術に関する情報（先行技術が書かれている刊行物の名称およびその他先行技術に関する情報の所在地を言う）が含まれる場合にはその情報
 8. その他大統領令で定める事項
- ④第3項にもかかわらず、特許庁長は第11条により準用される「特許法」第41条第1項により秘密取扱いが必要な登録実用新案については、その考案の秘密取扱いが解除される時まで、その実用新案登録の登録公告を保留しなければならない。その考案の秘密取扱いが解除された時には遅滞なく登録公告をしなければならない。
- ⑤削除<2016.2.29>

[全文改正 2014.6.11]

[施行日：2017.3.1]第21条

第22条（実用新案権の存続期間）

- ①実用新案権の存続期間は第21条第1項の規定により実用新案権の設定登録された日から実用新案登録出願日後10年となる日までとする。
- ②正当な権利者の実用新案登録出願が第11条により準用される「特許法」第34条または第35条により実用新案登録された場合には、第1項の実用新案権の存続期間は無権利者の実用新案登録出願日の翌日から起算する。

[全文改正 2014.6.11.]

3.デザイン保護法

第1条（目的）

この法はデザインの保護と利用を図ることによりデザインの創作を奨励して産業発展に貢献することを目的とする。

第2条（定義）〔一部改正の施行日：2022.4.20〕

この法で使う用語の意味は次の通りである。

- 1.“デザイン”とは、物品〔物品の部分、字体および画像を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩またはこれらを結合したもので、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
- 2.“字体”とは、記録や表示または印刷などに使用するために共通の特徴を有する形態で作られた一揃いの文字（数字、文章符号および記号などの形態を含む）をいう。
- 2の2.“画像”とは、デジタル技術または電子的方式により表現される図形・記号等〔器機の操作に利用され、または機能が発揮されるものに限り、画像の部分を含む〕をいう。
- 3.“登録デザイン”とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
- 4.“デザイン登録”とは、デザイン審査登録およびデザイン一部審査登録をいう。
- 5.“デザイン審査登録”とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件の全部を備えているか審査して行うデザイン登録をいう。
- 6.“デザイン一部審査登録”とは、デザイン登録出願がデザインの登録要件のうち一部のみを備えているかを審査して登録することを言う。
- 7.“実施”とは、次の各目の区分による行為をいう。
 - ア. デザインの対象が物品（画像を除く）である場合、その物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出もしくは輸入し、またはその物品を譲渡若しくは貸与するために契約の申込み（譲渡または貸与のための展示を含む。以下同じ）をする行為
 - イ. デザインの対象が画像である場合、その画像を生産・使用もしくは電気通信回線を通じた方法により提供し、もしくはその画像を電気通信回線を通じた方法により提供するための契約の申込み（電気通信回線を通じた方法により提供するための展示を含む。以下同じ）をする行為またはその画像を保存した媒体を譲渡・貸与・輸出・輸入し、もしくはその画像を保存した媒体を譲渡・貸与するための契約の申込み（譲渡もしくは貸与のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

第33条（デザイン登録の要件）〔施行日：2014.7.1〕

- ①工業上利用できるデザインとして次の各号のいずれかに該当するものを除いてはそのデザインに対しデザイン登録を受けることができる。
- 1.デザイン登録出願前に国内または国外で公示もしくは公然と実施されたデザイン
 - 2.デザイン登録出願前に国内または国外で頒布された刊行物に掲載もしくは電気通信回線を通じて公衆が利用可能になったデザイン
 - 3.第1号または第2号に該当するデザインと類似したデザイン
- ②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を持った者が以下の各号のいずれか一つ

により容易に創作できるデザイン（第1項各号のいずれか一つに該当するデザインを除く）は第1項の規定にかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1.第1項第1号・第2号に該当するデザインまたはこれらの結合

2.国内または国外に広く知られた形状・模様・色彩またはこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第52条、第56条または第90条第3項によるデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願（そのデザイン登録出願日前に出願したものに限る）の出願書の記載事項および出願書に添付された図面・写真または見本に表現されたデザインの一部と同一または類似した場合、そのデザインは第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。ただし、そのデザイン登録出願の出願人と他のデザイン登録出願の出願人が同一な場合にはこの限りではない。

第37条（デザイン登録出願）<2013.7.30 改正>

①デザイン登録を受けようとする者は次の各号の事項を記載したデザイン登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1.デザイン登録出願人の氏名および住所（法人の場合にはその名称および営業所の所在地）

2.デザイン登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名または住所や営業所の所在地（代理人が特許法人・特許法人（有限）の場合にはその名称、事務所の所在地および指定された弁理士の氏名）

3.デザインの対象となる物品および第40条第2項による物品類（以下“物品類”）

4.単独のデザイン登録出願または関連デザインのデザイン登録出願（以下“関連デザイン登録出願”）可否

5.基本デザインのデザイン登録番号またはデザイン登録出願番号（第35条第1項の規定により関連デザインでデザイン登録を受けようとする場合に限る）

6.デザインを創作した者の氏名および住所

7.第41条による複数デザイン登録出願可否

8.デザインの数および各デザインの一連番号（第41条により複数デザイン登録出願を行う場合にのみ該当する）

9.第51条第3項に規定された事項（優先権主張をしようとする場合のみ該当する）

②第1項の規定によるデザイン登録出願書には各デザインに関する次の各号の事項を記載した図面を添付しなければならない。

1.デザインの対象となる物品および物品類

2.デザインの説明および創作内容の要点

3.デザインの一連番号（第41条により複数デザイン登録出願する場合に限る）

③デザイン登録出願人は第2項の図面に代えてデザインの写真または見本を提出することができる。

④デザイン一部審査登録出願できるデザインは物品類の区分のうち産業通商資源部令が定める物品に限る。この場合指定された物品についてはデザイン一部審査登録出願にのみ出願することができる。

⑤第1項ないし第4項に規定された以外にデザイン登録出願に関して必要な事項は産業通商資源部令に定める。

第43条（秘密デザイン）

①デザイン登録出願人はデザイン権の設定登録日から3年以内の期間を定めてそのデザインを秘密にすることを請求することができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインについては、出願された

デザインの全部または一部について請求することができる。

②デザイン登録出願人は デザイン登録出願をした日から最初のデザイン登録料を納付する日まで第1項の請求をすることができる。ただし、第86条第1項第1号および第2項の規定によりその登録料が免除された時には、第90条第2項各号のいずれか一つにより特許庁長がデザイン権を設定登録する時までであることができる。

③デザイン登録出願人またはデザイン権者は第1項の規定により指定した期間を請求により短縮もしくは延長することができる。この場合その期間を延長するにはデザイン権の設定登録日から3年を超過することはできない。

④特許庁長は次の各号のいずれかに該当する場合には 秘密デザインの閲覧請求に応じなければならない。

1.デザイン権者の同意を得た者の請求がある場合

2.その秘密デザインと同一または類似したデザインに関する審査・デザイン一部審査登録異議申し立て・審判・再審または訴訟の当事者や参加人の請求がある場合

3.デザイン権侵害の警告を受けた事実を釈明した者の請求がある場合

4.裁判所または特許審判院が閲覧請求した場合

⑤第4項により秘密デザインを閲覧した者は、その閲覧した内容を無断で撮影・複写などの方法で取得するか知ることとなった内容を漏らしてはいけない。

⑥第52条による出願公開申請を行った場合には第1項 による請求は撤回されたものとみなす。

第52条（出願公開）

①デザイン登録出願人は産業通商資源部令が定めるところにより、自らのデザイン登録出願に対する公開を申請することができる。この場合、複数デザイン登録出願に対する公開は出願されたデザインの全部または一部について申請することができる。

②特許庁長は第1項による公開申請がある時はそのデザイン登録出願に関して第212条によるデザイン公報（以下、“デザイン公報”）に掲載して出願公開をしなければならない。ただし、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には、出願公開をしないことができる。

③第1項の規定による公開申請はそのデザイン登録出願に対する最初のデザイン登録可否決定の謄本が送達された後にはこれを行うことはできない。

第91条（デザイン権の存続期間）

①デザイン権は第90条第1項により設定登録した日から発生し、デザイン登録出願日以降20年になる日まで存続する。ただし、第35条により関連デザインとして登録されたデザイン権の存続期間満了日は、その基本デザインのデザイン権存続期間満了日とする。

②正当な権利者のデザイン登録出願において、第44条および第45条によりデザイン権が設定登録された場合、第1項のデザイン権存続期間は無権利者のデザイン登録出願日の翌日から起算する。

4.商標法

第1条（目的）

この法は商標を保護することにより商標使用者の業務上の信用維持を図り産業発展に貢献すると共に需要者の利益を保護することを目的とする。

第2条（定義）

① この法で使う用語の定義は次のとおりである。

1. “商標”とは、自己の商品（地理的表示が使用される場合を除いては、サービスまたはサービスの提供に関連する物件を含む。以下、同じ）と他人の商品を識別するために使用する標章をいう。
2. 標章とは、記号、文字、図形、音、匂い、立体的形状、ホログラム、動作または色彩などで、その構成または表現方式にかかわらず、商品の出所を示すために使用する全ての表示をいう。
3. “団体標章”とは、商品を生産・製造・加工・販売するか、サービスを提供する者が共同で設立した法人が直接使うか、その所属団体を員をして使うようにするための標章をいう。
4. “地理的表示”とは、商品の特定品質・名声またはその他の特性が本質的に特定地域から始まった場合にその地域で生産・製造または加工された商品であることを表す表示をいう。
5. “同音異義語地理的表示”とは、同じ商品に対する地理的表示において他人の地理的表示と発音は同一だが該当地域が異なる地理的表示をいう。
6. “地理的表示団体標章”とは、地理的表示を使用できる商品を生産・製造または加工する者が共同で設立した法人が直接使うか、その所属団退員をして使うようにするための標章をいう。
7. “証明標章”とは、商品の品質、原産地、生産方法またはその他の特性を証明して管理することを業として営む者が他人の商品に対してその商品の品質、原産地、生産方法またはその他の特性を充足することを証明するのに使用する標章をいう。
8. “地理的表示証明標章”とは、地理的表示を証明することを業として営む者が他人の商品に対してその商品が定められた地理的特性を充足することを証明するのに使用する標章をいう。
9. “業務標章”とは、営利を目的にしない業務を営む者がその業務を表するために使う標章をいう。
10. “登録商標”とは、商標登録を受けた商標をいう。
11. “商標の使用”とは、次の各目のいずれかに該当する行為をいう。

ア. 商品または商品の包装に商標を表す行為

イ. 商品または商品の包装に商標を表したものを譲渡・引き渡したり、電気通信回線を通じて提供する行為またはその目的で展示したり、輸出・輸入したりする行為[一部改正の施行日：2023. 2. 4.] [法律第18817号2022. 2. 3. 制定]

ウ. 商品に関する広告・定価表・取引書類、その他の手段に商標を表して展示または頒布する行為

②第1項第11号の各目による商標を表示する行為には、次の各号のいずれかの方法で表示する行為が含まれる。

1. 標章の形状または音、匂いで商標を表示する行為
2. 電気通信回線を通じて提供される情報に電子的方法で表示する行為

③団体標章・証明標章および業務標章に関しては、この法が特別に規定したものを除いては商法に関する規定を適用する。

④地理的表示証明標章に関しては、この法が特別に規定したものを除いては地理的表示団体標章に関する規定を適用する。

第33条（商標登録の要件）

①次の各号のいずれかに該当する商標を除いては商標登録を受けることができる。

- 1.その商品の普通名称を普通に使う方法で表した標章だけでできた商標
- 2.その商品について慣用されている商標
- 3.その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法または時期を普通に使う方法で表した標章だけでできた商標
- 4.著名な地理的名称・その略語または地図だけでできた商標
- 5.よくある姓または名称を普通に使う方法で表した標章だけでできた商標
- 6.簡単によくある標章だけでできた商標
- 7.第1号から第6号までに該当する商標の他に需要者が誰の業務に関する商品を表すものかを識別できない商標

②第1項第3号から第6号までに該当する商標でも商標登録出願前からその商標を使用した結果、需要者間で特定人の商品に関する出所を表示することで識別できるようになった場合には、その商標を使用した商品に限定して商標登録を受けることができる。

③第1項第3号（産地に限る）または第4号の規定に該当する標章でもその標章が特定商品に対する地理的表示である場合にはその地理的表示を使った商品を指定商品（第38条第1項により指定した商品および第86条第1項により追加で指定した商品をいう。以下、同じ）として地理的表示団体標章登録を受けることができる。

第36条（商標登録出願）

①商標登録を受けようとする者は次の各号の事項を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

- 1.出願人の氏名および住所（法人の場合にはその名称および営業所の所在地）
- 2.出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名および住所や営業所の所在地（代理人が特許法人・特許法人（有限）の場合にはその名称、事務所の所在地および指定された弁理士の氏名）
- 3.商標
- 4.指定商品およびその産業通商資源部令で定める商品類（以下“商品類”）
- 5.第46条第3項による事項（優先権主張をしようとする場合に限る）
- 6.その他産業通商資源部令が定める事項

②商標登録を受けようとする者は第1項各号の事項以外に産業通商資源部令で定めるところにより、その標章に関する説明を商標登録出願書に記載しなければならない。

③団体標章登録を受けようとする者は第1項各号の事項以外に大統領令で定める団体標章の使用に関する事項を定めた定款を団体標章登録出願書に添付しなければならない。

④証明標章登録を受けようとする者は第1項各号の事項以外に大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定める書類（法人の場合には定款をいい、法人ではない場合には規約をいう。以下“定款または規

約”) および証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法またはその他の特性を証明かつ管理できることを立証する書類を証明標章登録出願書に添付しなければならない。

⑤地理的表示団体標章登録または地理的表示証明標章登録を受けようとする者は第3項または第4項の書類以外に大統領令で定めるところにより、地理的表示の定義に一致することを証明できる書類を地理的表示団体標章登録出願書または地理的表示証明標章登録出願書に添付しなければならない。

⑥業務標章登録を受けようとする者は第1項各号の事項以外にその業務の経営事実を立証する書面を業務標章登録出願書に添付しなければならない。

第83条（商標権の存続期間）

①商標権の存続期間は、第82条第1項に基づき設定登録がある日から10年とする。

②商標権の存続期間は、商標権の存続期間更新登録申請により10年ずつ更新することができる。③第1項および第2項にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には商標権の設定登録日または存続期間更新登録日から5年が経過すると商標権が消滅する。

1. 第72条第3項または第74条による納付期間以内に商標登録料（第72条第1項各号以外の部分後段により商標登録料を分割納付する場合で、第2次の商標登録料をいう。以下、同項では同じ）を納付していない場合
2. 第76条第1項により商標登録料の補填を命じた場合で、その補填期間内に補填していない場合
3. 第77条第1項に該当する場合で、その該当期間内に商標登録料を納付してないか、或いは補填していない場合

5.著作権法

第1条（目的）

この法は、著作者の権利およびこれに隣接する権利を保護し、著作物の公正な利用を図ることにより、文化および関連産業の向上発展に資することを目的とする。<改正2009.4.22.>

第2条（定義）

この法で使用する用語の定義は次の通りである。<改正 2009.4.22、2011.6.30、2011.12.2、2016.3.22、2021.5.18、2023. 8. 8>

- 1.“著作物”とは、人間の思想または感情を表現した創作物をいう。
- 2.“著作者”とは、著作物を創作した者をいう。
- 3.“公演”とは、著作物または、実演・レコード・放送を上演・演奏・歌唱・口演・朗読・上映・再生、その他の方法で公衆に公開することをいい、同一人の占有に属する連結したエリア内で行われる送信（伝送は除外する）を含む。
- 4.“実演者”とは、著作物を演技・舞踊・演奏・歌唱・口演・朗読、その他の芸術的な方法で表現したり、著作物ではないものをこれに類似する方法で表現したりする実演者をいい、実演を指揮・演出または監督する者を含む。
- 5.“レコード”とは、音（音声・音響をいう。以下同じ）が有形物に固定されたもの（音をデジタル化したものを含む）ただし、音が映像と共に固定されたものは除く。
- 6.“レコード製作者”とは、レコードを最初に製作することについて全体的に企画して責任を持つ者をいう。
- 7.“公衆送信”とは、著作物、実演・レコード・放送または、データベース（以下“著作物など”）を公衆が受信したり、公衆を接近させる目的で無線または有線通信の方法によって送信したり、あるいは利用に提供することをいう。
- 8.“放送”とは、公衆送信中、公衆が同時に受信する目的で音声・映像または音および映像などを送信することをいう。
- 8の2.“暗号化された放送信号”とは、放送事業者または放送事業者の同意を得た者が正当な権限なしに放送（有線および衛星通信方法による放送に限る）を受信することを防止するか、あるいは抑制するために電子的に暗号化した放送信号をいう。
- 9.“放送事業者”とは、放送を業とする者をいう。
- 10.“伝送”とは、公衆送信中、公衆の構成員が個別に選択した時間と場所で接近できるように著作物などを利用に供することをいい、それにより行われる送信を含む。
- 11.“デジタル音声送信”とは、公衆送信中、公衆に同時に受信させることを目的に公衆の構成員の要請によって開示されるデジタル方式の音の送信をいい、伝送は除外する。
- 12.“デジタル音声送信事業者”とは、デジタル音声送信を業とする者をいう。
- 13.“映像著作物”とは、連続的な映像（音を伴うか否かは区分しない）が収録された創作物で、その映像を機械または電子装置により再生して見ることができ、見聞きできることをいう。
- 14.“映像製作者”とは、映像著作物の製作においてその全体を企画して責任を持つ者をいう。
- 15.“応用美術著作物”とは、物品に同一な形状で複製される美術著作物で、その利用された物品とは区分され独自性を認められるものをいい、デザインなどを含む。

16. “コンピュータプログラム著作物”とは、特定の結果を得るためにコンピュータなど情報処理能力を持った装置（以下“コンピュータ”）内で直接または間接に使われる一連の指示・命令として表現された創作物をいう。
17. “編集物”とは、著作物や符号・文字・音・映像、その他の形態の資料（以下“素材”）の集合物をいい、データベースを含む。
18. “編集著作物”とは、編集物としてその素材の選択・配列または構成に創作性があるものをいう。
19. “データベース”とは、素材を体系的に配列または構成した編集物として個別にその素材に接近または検索することができるようにしたものを用いる。
20. “データベース製作者”とは、データベースの製作またはその素材の更新・検証または補充（以下“更新など”）に人的または物的に相当な投資をした者をいう。
21. “共同著作物”とは、2名以上が共同で創作した著作物で各自が担当した部分を分離して利用できないものをいう。
22. “複製”とは、印刷・写真撮影・複写・録音・録画、その他の方法により一時的または永久的に有形物に固定したり有形物として再度製作したりすることをいい、建築物の場合にはその建築のための模型または設計図面によりこれを施工することを含む。
23. “配布”とは、著作物などの原作品またはその複製物を公衆に対して代価と引き換えに、または代価を受け取らずに譲渡または貸与することをいう。
24. “発行”とは、著作物または、レコードを公衆の需要を満たすために複製・配布することをいう。
25. “公表”とは、著作物を公演・公衆送信または展示、その他の方法で公衆に公開する場合と著作物を発行する場合をいう。
26. “著作権信託管理業”とは、著作財産権者、排他的発行権者、出版権者、著作隣接権者または、データベース製作者の権利を持つ者のためにその権利の信託を受けてこれを持続的に管理する業をいう。また、著作物などの利用に関連して包括的に代理する場合を含む。
27. “著作権代理仲介業”とは、著作財産権者、排他的発行権者、出版権者、著作隣接権者または、データベース製作者の権利を持つ者のためにその権利の利用に関する代理または仲介行為を行う業をいう。
28. “技術的保護措置”とは、以下の各目のいずれかに該当する措置をいう。
- ア.著作権、その他本法により保護される権利の行使に関連し、本法により保護される著作物などに対する接近を効果的に防止するか、あるいは抑制するために、その権利者または権利者の同意を得た者が適用する技術的措置
 - イ.著作権その他この法により保護される権利に対する侵害行為を効果的に防止または抑制するために、その権利者や権利者の同意を得た者が適用する技術的措置をいう。
29. “権利管理情報”とは、次の各目のいずれかに該当する情報またはその情報を表す数字もしくは符号であって、各情報が著作権その他同法により保護される権利により保護される著作物などの原本もしくはその複製物に貼られ、またはその公演・実行もしくは公衆送信に伴うものをいう。
- ア.著作物などを識別するための情報
 - イ.著作権、その他同法により保護される権利を有する者を識別するための情報
 - ウ.著作物などの利用方法および条件に関する情報
30. “オンラインサービス提供者”とは、以下の各目のいずれか一つに該当する者をいう。
- ア.利用者が選択した著作物などをその内容の修正無しに利用者が指定した地点の間で情報通信網

(「情報通信網利用促進および情報保護などに関する法律」第2条第1項第1号の情報通信網をいう。以下同じ)を通じて伝達するために送信するか経路を指定するか連結を提供する者
イ.利用者らが情報通信網に接続するか情報通信網を通じて著作物などを複製・転送できるようにサービスを提供するかそのための設備を提供または運営する者

- 31.“業務上著作物”とは、法人・団体、その他の使用者（以下“法人など”）の企画の下に法人などの業務に従事する者が業務上、作成する著作物をいう。
- 32.“公衆”とは、不特定多数人（特定多数人を含む）をいう。
- 33.“認証”とは、著作物などの利用許諾などのために正当な権利者であることを証明することをいう。
- 34.“プログラムコード逆分析”は独立的に創作されたコンピュータプログラム著作物と異なるコンピュータプログラムとの互換に必要な情報を得るためにコンピュータプログラム著作物コードを複製または変換することを言う。
- 35.“ラベル”とは、その複製物が正当な権限により製作されたものであることを表すために著作物などの有形的複製物、包装または文書に付着、同封または添付されたか、そのような目的で考案された表紙を言う。
- 36.“映画上映館など”とは、映画上映館、試写会場、その他に公衆に映像著作物を上映する場所として、上映者によって入場が統制される場所を言う。

第39条(保護期間の原則)

- ① 著作財産権はこの款に特別な規定がある場合を除いては、著作者が生存する期間と死亡後70年間存続する。<2011.6.30 改正>
- ② 共同著作物の著作財産権は、最後に死亡した著作者の死亡後70年間存続する。<2011.6.30 改正>

第55条(登録の手続きなど)

- ①第53条および第54条の規定による登録は委員会が著作権登録簿（プログラムの場合にはプログラム登録簿をいう。以下この条では同じ。）に記載して行う。<改正 2008.2.29、2009.4.22、2020.2.4>
- ②委員会は次の各号のいずれかに該当する場合には申請を返戻することができる。ただし、申請の欠陥が補正される場合に、申請人がその申請をした日にこれを補正した時にはこの限りではない。<改正 2008.2.29、2008.2.29、2020.2.4>
 1. 登録申請した対象が著作物ではない場合
 2. 登録申請した対象が第7条による保護を受けられない著作物である場合
 3. 登録を申請する権限のない者が登録を申請した場合
 4. 登録申請に必要な資料または書類を添付していない場合
 5. 第53条第1項または第54条に基づき登録を申請した事項の内容が、文化体育観光部令で定める登録申請書の添付書類の内容と一致しない場合
 6. 登録申請が文化体育観光部令で定める書式に合わない場合
- ③第2項により登録申請が返戻された場合、その登録を申請した者は、返戻された日から1ヶ月以内に委員会に対し異議を申し立てることができる。<新設 2020.2.4>

- ④ 委員会は、第3項に基づく異議申立てを受けたときは、申立てを受けた日から1ヶ月以内に審査しその結果を申立人に通知しなければならない。<新設 2020.2.4>
- ⑤ 委員会は、第2項による差し戻し処分に対する異議申立てを却下または棄却する決定をしたときは、申立人に行政審判または行政訴訟を提起することができる旨を異議申立ての結果を通知するときに併せて通知しなければならない。<新設 2020.2.4>[施行 2023.11.17] [法律第19410号、2023.5.16他法改正]
- ⑥ 委員会は、第1項に基づき著作権登録簿に記録した登録事項に対し、登録公報を発行し、または情報通信網に掲示しなければならない。<改正 2008.2.29、2020.2.4>
- ⑦ 委員会は、著作権登録簿の閲覧または写しの発行を申請する者がいる場合は、それを閲覧させ、またはその写しを渡さなければならない。<新設 2020.2.4>
- ⑧ 第1項から第7項までに定める事項のほか、登録、登録申請の返戻、異議申立て、登録公報の発行または掲示、著作権登録簿の閲覧および写しの発行などに必要な事項については、大統領令で定める。<改正 2020.2.4、2021.5.18.>